

◆保育標準時間・短時間（2号、3号認定）利用者負担金基準額表 ※月額

各月初日の在籍児童の 属する世帯の階層区分				利用者負担(月額)									
				3歳未満児									
				保育標準時間			保育短時間						
階層	定義		兄弟カウント		1人目	2人目	3人目 以降	1人目	2人目	3人目 以降			
			一般世帯	ひとり親等									
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯(以下「被保護世帯等」という。)並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する里親が教育・保育給付認定保護者である世帯		年齢制限なし	年齢制限なし	円	円	円	円	円	円			
					0	0	0	0	0	0	0		
B	A階層を除く 市区町村民税非課税世帯						0	0	0	0	0	0	
C	A階層を除く 市区町村民税均等割り のみ課税世帯						8,600 (4,300)	4,300 (0)	0	8,400 (4,200)	4,200 (0)	0	
D	A階層を除き、 現年度分市区町村民税の 所得割の額が次の区分に 該当する世帯	D1			6,000円未満			9,800 (4,900)	4,900 (0)	0	9,600 (4,800)	4,800 (0)	0
		D2			6,000円以上 20,000円未満			11,100 (5,550)	5,550 (0)	0	10,900 (5,450)	5,450 (0)	0
		D3			20,000円以上 33,000円未満			12,700 (6,350)	6,350 (0)	0	12,400 (6,200)	6,200 (0)	0
		D4			33,000円以上 48,600円未満			14,100 (7,050)	7,050 (0)	0	13,800 (6,900)	6,900 (0)	0
		D5			48,600円以上 57,700円未満			16,800 (8,400)	8,400 (0)	0	16,500 (8,250)	8,250 (0)	0
					57,700円以上 59,000円未満			16,800 (8,400)	8,400 (0)	0	16,500 (8,250)	8,250 (0)	0
		D6			59,000円以上 77,000円未満			21,600 (9,000)	10,800 (0)	0	21,200 (9,000)	10,600 (0)	0
		D7			77,000円以上 77,101円未満			26,500 (9,000)	13,250 (0)	0	26,000 (9,000)	13,000 (0)	0
					77,101円以上 97,000円未満			26,500	13,250	0	26,000	13,000	0
		D8			97,000円以上 114,000円未満	小学校就学前までの 児童でカウント	小学校就学前までの 児童でカウント	30,000	15,000	0	29,400	14,700	0
		D9			114,000円以上 133,000円未満			34,300	17,150	0	33,700	16,850	0
		D10			133,000円以上 153,000円未満			36,900	18,450	0	36,200	18,100	0
		D11			153,000円以上 169,000円未満			39,700	19,850	0	39,000	19,500	0
		D12			169,000円以上 189,000円未満			44,000	22,000	0	43,200	21,600	0
		D13	189,000円以上 214,000円未満	44,400	22,200			0	43,600	21,800	0		
		D14	214,000円以上 239,000円未満	49,500	24,750			0	48,600	24,300	0		
		D15	239,000円以上 265,000円未満	51,400	25,700			0	50,500	25,250	0		
		D16	265,000円以上 301,000円未満	54,000	27,000			0	53,000	26,500	0		
D17	301,000円以上 340,000円未満	54,500	27,250	0	53,500			26,750	0				
D18	340,000円以上	56,100	28,050	0	55,100	27,550	0						

※ ()内は、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯等の額です。

※ 決定となった階層の利用者負担額が、上記の金額と異なる場合、利用者負担額軽減の対象となっていない可能性があります。